

令和7年度 同意書（嘉手納町立幼稚園申込用）

以下の事項（両面）を必ずご確認のうえ、裏面にご署名ください。

※（原本は提出し、コピーを保護者様でも保管して下さい）

1. 個人情報について

①	申請幼児に係る支給認定、入園承諾、利用者負担額の決定など、入園（預かり保育を含む）に関し必要があると認められる場合には、同意者の住民基本台帳、住民税課税台帳及び課税資料等の閲覧や複写を行い、他市町村から必要な書類の提供を依頼します。また、同意者、同意者の親族、同意者の雇い主、銀行その他関係者及び関係機関への聴取や資料提供を依頼し、提供を受けることがあります。
②	申請幼児に係る支給認定、入園承諾、利用者負担額の決定など、入園（預かり保育を含む）に関し必要があると認められる場合には、幼児及び同意者の個人情報（給付認定申請書兼利用申込書に記入された個人情報及び添付資料に記載された個人情報、利用者負担額に関すること）を教育・保育施設へ情報提供することがあります。
③	児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合や、児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合は情報提供することがあります。
④	提供された個人番号（マイナンバー）を子ども・子育て支援法に基づく給付認定に関する事務又は、児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することがあります。
⑤	その他法令等により定められた個人情報の収集について、必要があると認められる場合は収集します。
⑥	入園、預かり保育利用の利用事由の確認のため、家庭状況の調査や就労証明書等の提出、関係機関への照会・電話確認等を行うことがあります。

2. 入園（支給認定、施設等利用給付認定等）について

①	支給認定、施設等利用給付認定等（保育の必要性の認定）を受けた場合でも、幼稚園定員数の関係により入所または預かり保育の利用ができない場合があります。
②	申込み後、町外に転出した場合は、支給認定、施設等利用給付認定等の取消しを行います。転出する場合は、事前に教育指導課及び、在園する幼稚園へ連絡し、退園の手続きをしてください。
③	年度途中で世帯状況が変わった場合（婚姻、妊娠、出産、離婚、死亡、児童扶養手当等の支給停止、障がい者世帯への変更等）は、速やかに教育指導課へ連絡してください。原則、変更申請の日の属する月の翌月の初日（その日が初日の場合は当月）から世帯情報等の変更及び反映されます。
④	申請内容や添付資料（就労証明書等）に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全額または一部を徴収します。（子ども・子育て支援法第12条）
⑤	次年度4月からの利用に係る申請については、認定事務が特定の期間に集中し審査に時間を要するため、1月中旬までに審査結果を通知します。（子ども子育て支援法第20条第6項）

3. 支援、配慮について

①	幼児の発達、発育に遅れが感じられる、又はアレルギーがあるなど、集団活動する上で配慮が必要な場合は、入所申込み時に申出てください。
②	個別の支援・配慮、及びアレルギー等については、幼稚園との連携を取り、保護者が責任を持って対応してください。
③	アレルギーなどで食事制限がある場合は、弁当持参により対応してください。

裏面もご確認ください（署名欄あり）

4. 保育料・給食費・実費徴収について

①	保育料（利用者負担額）は、0円です。（嘉手納町立幼稚園利用者負担額等を定める条例）
②	幼稚園で（預かり保育を含む）使用する教材費等（個人で使用する教材、消耗品費、おやつ代など）は、園から別途請求があります。（実費徴収）
③	給食費は月額 4,250 円（主食費【1,000 円】+ 副食費【3,250 円】）です。 定められた給食費は、納付期限を守り確実に支払いしてください。（口座振替での納付をお願いします。） ※表示した給食費の金額は、令和 6 年 9 月 24 日時点のものです。 規程の改正等に伴い変更されることがあります。
④	給食費は、原則、保護者負担となりますが、免除および補助制度があります。 対象者は嘉手納町で支給認定、施設等利用給付認定を受けている保護者です。 詳しくは「令和 7 年度 嘉手納町立幼稚園募集要項」をご確認ください。
⑤	給食費免除／決定には、保護者及び世帯員（扶養義務者）の市町村県民税額が必要となります。 幼稚園利用の前年度及び利用年度の税情報の確認を行いますので、確定申告を確実に行ってください。 収入がない場合も申告が必要です。
⑥	未申告又は給食費負担・免除の算定に必要な資料の提出がない場合は、正しく算定できないため、最高額の階層での決定を行います。
⑦	給食費等の滞納がある場合は、児童手当からの特別徴収（天引き）や財産の差し押さえ等による滞納処分を行う場合があります。（児童手当法第 22 条、及び児童福祉法第 56 条）
⑧	欠席等で欠食になった場合、すでに納付した給食費は、原則還付しません。

5. 預かり保育について（預かり保育を利用する方は、ご確認ください。）

①	保育を必要とする事由等に変更（退職・転職・勤務時間の変更・就労・産休・育休など）があった場合は、速やかに教育指導課で手続きをしてください。
②	保育を必要とする事由等に該当しない状況になった場合にもかかわらず、変更の手続きをしていない場合は、預かり保育利用の中止、及び預かり保育料の支払いが発生する場合があります。

嘉手納町長 殿

上記（1. ～ 5.）の内容について同意します。また、同意書及び嘉手納町立幼稚園申込案内、嘉手納町立幼稚園募集要項（預かり保育含む）の内容を確認した上で署名します。

令和 年 月 日

保護者署名 (父・母)

保護者署名 (父・母)

受 付 印	
-------------	--

ふりがな	
対象児童氏名：	
申し込み園	： 屋良 / 嘉手納 (才児)